

X i サービス - ビス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]					
第1章～第14章 (略)					第1章～第14章 (略)					
料金表					料金表					
通則 (略)					通則 (略)					
第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)					第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)					
第1～第2 (略)					第1～第2 (略)					
第3 通信料					第3 通信料					
1 適用					1 適用					
通 信 料 の 適 用					通 信 料 の 適 用					
(略)		(略)			(略)		(略)			
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等		ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。			1 契約ごとに					
					区 分	定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数		
					(略)	(略)	(略)	(略)		
					シ ン グ ル	フ ァ ミ リ ー シ ン グ ル パ ッ ク	(略)	(略)	(略)	(略)
		ウルトラデータL パック	6,000円 (6,480円)	20GB	20					
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等		ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。			1 契約ごとに					
					区 分	定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数		
					(略)	(略)	(略)	(略)		
					シ ン グ ル	フ ァ ミ リ ー シ ン グ ル パ ッ ク	(略)	(略)	(略)	(略)

		ウルトラデータL Lパック	8,000円 (8,640円)	30 G B	20
	ビジネス シングル パック	(略)	(略)	(略)	(略)
		ウルトラデータL パック	6,000円 (6,480円)	20 G B	10
		ウルトラデータL Lパック	8,000円 (8,640円)	30 G B	10
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ～ト (略)

ナ 当社は、ウルトラデータLパック又はウルトラデータL Lパックの適用を受けているX i の契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。

(略)

(略)

(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (略)

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額(月額)		
	データSパック(小容量)又はらくらくパック	データMパック(標準)又はウルトラデータLパック	データLパック(大容量)又はウルトラデータL Lパック
(略)	(略)	(略)	(略)

イ～エ (略)

	ビジネス シングル パック	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ～ト (略)

(略)

(略)

(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (略)

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額(月額)		
	データSパック(小容量)又はらくらくパック	データMパック(標準)	データLパック(大容量)
(略)	(略)	(略)	(略)

イ～エ (略)

(略)	(略)																												
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係るI P通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="3">割 引 額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの</th> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの</th> <th>それ以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">シングルパック</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウルトラデータLパック</td> <td>500円</td> <td>900円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>ウルトラデータLLパック</td> <td>500円</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～キ (略)</p>	区 分		割 引 額					対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの	シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)	ウルトラデータLパック	500円	900円	900円	ウルトラデータLLパック	500円	1,100円	1,100円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区 分		割 引 額																											
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの																									
シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)																									
	ウルトラデータLパック	500円	900円	900円																									
	ウルトラデータLLパック	500円	1,100円	1,100円																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																									
(略)	(略)																												

(略)	(略)																												
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係るI P通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="3">割 引 額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの</th> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの</th> <th>それ以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">シングルパック</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～キ (略)</p>	区 分		割 引 額					対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの	シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)									(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区 分		割 引 額																											
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの																									
シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																									
(略)	(略)																												

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表9 (略)

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表9 (略)

附 則（平成 28 年 9 月 13 日経企第 874 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 9 月 14 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（X i の通信料に係る特例）
- 3 この改正規定実施の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における、通信料については、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 のナの規定を適用しません。
（ドコモにチェンジ割 2016 の適用）
- 4 この附則実施の日から平成 29 年 1 月 9 日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限ります。）の締結（当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合に限ります。）と同時に、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備（X i 契約者又はその関係者が購入したものに限りします。）を購入し、その X i が次の(1)又は(2)に定める条件を満たしていることを確認したときは、ドコモにチェンジ割 2016（(2)又は(3)の選択により、ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 11 暦月までの間の X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの暦月に適用される基本使用料について、850 円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。
 - (1) ファミリーシングルパック又はファミリーシェアパック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
 - (2) 共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。
- 5 料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のオの規定により X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。
- 6 当社は、「ドコモにチェンジ割 2016」の適用を受けている X i について、その X i 契約者から、「ドコモにチェンジ割 2016」を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、「ドコモにチェンジ割 2016」を廃止します。
 - (1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
 - (2) シングルパック又はファミリーシェアパックの廃止があったとき。
 - (3) ファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。
 - (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
 - (5) 電話番号保管があったとき。
 - (6) X i 契約者が第 4 項の規定により購入した端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。

(7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

7 前項の規定により、「ドコモにチェンジ割 2016」を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について「ドコモにチェンジ割 2016」の適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について「ドコモにチェンジ割 2016」の適用対象とします。

8 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について「ドコモにチェンジ割 2016」の適用対象とします。

（ドコモにチェンジ割 2016 f o r ビジネスの適用）

9 平成 28 年 9 月 16 日から平成 29 年 1 月 9 日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）及びX i カケホーダイライトプランに係る定期契約の締結（当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合に限ります。）と同時に、X i サービス取扱所において当社が定める端末設備（X i 契約者又はその関係者が購入したものに限ります。）を購入し、そのX i が次の(1)又は(2)の条件を満たしていることを確認したときは、ドコモにチェンジ割 2016 f o r ビジネス（その契約締結があった日を含む翌暦月から起算して 24 暦月までの間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、425 円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

(1) ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。

(2) 共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がビジネスシェアパックを選択していること。

10 料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。

11 当社は、「ドコモにチェンジ割 2016 f o r ビジネス」の適用を受けているX i について、そのX i 契約者から、「ドコモにチェンジ割 2016 f o r ビジネス」を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、「ドコモにチェンジ割 2016 f o r ビジネス」を廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。

(2) シングルパック又はビジネスシェアパックの廃止があったとき。

(3) ビジネスシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択する場合を除きます。）。

(4) 電話番号保管があったとき。

(5) X i 契約者が第 9 項の規定により購入した端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。

(6) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

12 前項の規定により、「ドコモにチェンジ割 2016 f o r ビジネス」を廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について「ドコモにチェンジ割 2016 f o r ビジネス」の適用対象とします。

ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦

月において、X i ケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i ケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について「ドコモにチェンジ割 2016 f o r ビジネス」の適用対象とします。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]																	
第1章～第14章 (略)					第1章～第14章 (略)																	
料金表					料金表																	
通則 (略)					通則 (略)																	
第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)					第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)																	
第1～第2 (略)					第1～第2 (略)																	
第3 通信料					第3 通信料																	
1 適用					1 適用																	
通 信 料 の 適 用					通 信 料 の 適 用																	
(略)		(略)			(略)		(略)															
(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等		ア 第2種契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ることができます。			1 契約ごとに			(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等		ア 第2種契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ることができます。												
													区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数	区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
													(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
シングルパック	ファミリーシングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)												
		ウルトラデータL パック	6,000円 (6,480円)	20GB	20																	

		ウルトラデータL Lパック	8,000円 (8,640円)	30GB	20
	ビジネス シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)
		ウルトラデータL Lパック	6,000円 (6,480円)	20GB	10
		ウルトラデータL Lパック	8,000円 (8,640円)	30GB	10
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ～ト (略)

ナ 当社は、ウルトラデータLパック又はウルトラデータL Lパックの適用を受けているFOMAの契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。

(略)

(略)

(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。
ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (略)

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額(月額)		
	データSパック(小容量)又はらくらくパック	データMパック(標準)又はウルトラデータLパック	データLパック(大容量)又はウルトラデータLLパック
(略)	(略)	(略)	(略)

イ～エ (略)

(略)

(略)

	ビジネス シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ～ト (略)

(略)

(略)

(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。
ただし、契約者が第20条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (略)

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額(月額)		
	データSパック(小容量)又はらくらくパック	データMパック(標準)	データLパック(大容量)
(略)	(略)	(略)	(略)

イ～エ (略)

(略)

(略)

(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(7)の3 に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のXi又はFOMAに限り適用します。

区 分		割 引 額		
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの
シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	ウルトラデータLパック	500円	900円	900円
	ウルトラデータLLパック	500円	1,100円	1,100円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ～キ (略)

(略)

(略)

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表10 (略)

(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(7)の3 に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のXi又はFOMAに限り適用します。

区 分		割 引 額		
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの
シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ～キ (略)

(略)

(略)

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表10 (略)

附 則（平成 28 年 9 月 13 日経企第 874 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 9 月 14 日から実施します。
（ F O M A の通信料に係る特例）
- 2 この改正規定実施の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における、通信料については、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(7)の 3 のナの規定を適用しません。